

発言機会を確保 そして公開

■多数決がすべてなのか

議会は多数決で物事を決めます。

どんなにいいことを提案しても、少数派じゃ実現しないから、仲間を増やして過半数を確保せよとか、多数派に所属してはどうか、とのアドバイスをいただくことがあります。

考える近い議員同士で会派を組みますから、賛否も会派単位ということが多いです。

しかし多様化する現代、問題によっては会派内でも賛否が一致しないことはあるはずです。バラの会は党議拘束をかけず、議決は各自の判断とされていますが、多くの会派は全員一致、そのリーダーの言う通りということが多いようです。

中身を精査することなく物事が決まることが多く、弱い立場に立つ松坂としては「違うのになあ」と思うことしばしばです。

残念ながら、十分な議論がされないまま、改良しても大勢に影響無しだから、もういいじゃないか、「異議なし」でさっさと終わらせよう。という不作為も。

各議員の思い込みそのままで考えることをしない多数決は問題があると思います。

■議会は討論の場である

ある意味、役所と議会が一番古い固定観念に縛られています。全国の議会の男女比年齢構成を見れば偏るのは明白でしょう。

かつてタバコは未成年者の発達に悪影響があるとして禁じられていましたが、現在は成人にも悪影響大で吸わない周辺の人々にまで健康被害を与えることが分かっています。

説明を聞き、討論の応酬があれば、わかること。色々な意見が飛び交えばおのずとより良い方向に向かうはず。

少数派多数派に関係なく、より良い提案が多数派になっていく過程が、本来の議会のはずではないでしょうか。

残念ながら時代は逆行していて、会議の時間を減らし発言を制限する傾向にあります。

いたずらに長引かせる会議は不要ですが、討論の無い異議なし議会は危険です。

また本会議は公開されることで、「討論の場」が確保できます。市民の見ている前で、ウソや手抜きはできませんが、多数派の牛耳る密室（非公開）なら、発言封じも強行採決も何でもあります。

■質問回数制限

本会議においての質問は1議案につき3回までという制限があります。一定のルールは致し方ないと思います。

一方、一般質問は（内容事前通告することで）納得ゆくまで何回でも質問が出来ます。ただし時間制限があって一人約1時間。「片道30分」方式。当局の答弁は無制限ですが、議員の質問時間は30分が確保されています。

委員会は回数制限なしですが非公開です。

■あらゆる発言機会を利用

議会を討論の場にするために、あらゆる発言機会を確保するよう心がけています。

まず報告に対する質疑（例えば教育文化振興事業団の報告書）。質問しながら問題点を指摘するのです。「そんなことも知らないのか？」とヤジが飛ぶことがあります。理事者も「経験豊かな先生にはとっくにご存知かと思いますが」と説明を済ります。こちらは知つて質問する高等戦術です。

いわゆる「議案質疑」も同様です。重要事項の場合、我々バラの会は3人で都合9回まで追求する連携をとっています。

■議員提案条例

実は、議員にも条例提案権があります。いわゆる議員立法です。大会派から「可決されないのに提案するのはパフォーマンスだ！」と揶揄されますが、中身を議論せず、提案者が別会派だから反対するという狭い了見に失望です。もっと公開が進み議論の中身が市民に広がれば、変わっていくと思います。